

山梨県公報

第二千三十四号

平成二十二年

四月十五日

木曜日

目次

道路の供用開始(二件).....	二七一
収入証紙売りさばき人からの廃止の届出.....	二七一
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	二七一
土地改良区役員の退任及び就任.....	二七一

告示

山梨県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年五月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町五町田字大坪八二〇番地先から 北杜市高根町五町田字菖蒲原四三番の一地先まで	四八〇・〇	平成二十二年四月十五日

山梨県告示第六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年五月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年五月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市芦川町上芦川字間名板久保六八七番の一地先から 笛吹市芦川町新井原字猪原八〇七番の一地先まで	一六五・〇	平成二十二年四月十五日

山梨県告示第六十九号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成二十二年四月十五日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住所	氏名	廃止年月日
都留市田原二丁目七番一号	渋谷区初台二丁目五十五番七号	富士急トラベル株式会社	平成二十二年四月十五日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十二年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 さいはら

2 代表者の氏名 舩木昭男

3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市西原六千九百三十一羽置の里びりゅう館内

4 定款に記載された目的

この法人は、西原地域活性化施設である「羽置の里 びりゅう館」を拠点に活動し、西原ならびにびりゅう館ブランド品の開発、製造、販売事業を中心とするコミュニティビジネスを展開し、西原地域経済および雇用創出に寄与する。併せて、イベントの企画・実施など西原地域のPR活動を通じて、首都圏はじめ他地域の住民に西原への来訪および移住を推進し、西原地域活性化に繋げることを目的とする。
三 縦覧期間 平成二十二年四月八日から同年六月七日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十二年四月十五日

一 退任 山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	中島保比古	韮崎市龍岡町下條南割二六	平成二十二年一月十五日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	平賀富士夫	韮崎市中田町中條二一四二	平成二十二年三月二十九日